

# 京都府ホームページリニューアル及びコンテンツマネジメントシステム 導入業務委託業者選定に係る公募型プロポーザル 実施要領

## 1 趣旨

京都府ホームページのリニューアル及びコンテンツマネジメントシステム導入に係る業務委託について、次のとおり提案書を募集する。

## 2 提案書を募集する業務概要

- (1) 業務の名称及び数量  
京都府ホームページリニューアル及びコンテンツマネジメントシステム導入業務 一式
- (2) 業務の内容  
京都府ホームページリニューアル及びコンテンツマネジメントシステム導入業務仕様書による
- (3) 委託業務期間  
契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 委託予定上限額（消費税及び地方消費税を含む。）  
22,500,000円以内

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
  - (7) プライバシーマークまたは ISMS を取得していること。
  - (8) 国・都道府県における地方自治体のホームページリニューアル、CMS 構築、ホームページ保守管理運営等の実績を過去 5 年間 3 つ以上有すること。
  - (9) ページ移行において 20,000 ページ以上の業務実績を有すること。
  - (10) 別紙「CMS 基本要件対応確認表」に対応できる者。

#### 4 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
  - 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（1号館2階）
  - 京都府広報課
  - 電話 (075)414-4074 F A X (075)414-4075
  - 電子メール：[koho@pref.kyoto.lg.jp](mailto:koho@pref.kyoto.lg.jp)
- (2) 実施要領等の配布
  - ア 配布期間：令和2年10月6日（火）から令和2年11月6日（金）  
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。午前9時から午後5時まで）
  - イ 配布場所及び受付場所  
上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」ページからダウンロードできる。  
<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>
- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法
  - ア 提出期限：令和2年11月6日（金）  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
  - イ 提出場所：（1）に同じ。
  - ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

#### 5 質疑・回答

- (1) 受付期間：公告日～令和2年10月16日（金）午後5時必着
- (2) 質疑方法：F A X、電子メール（F A Xの場合は、電話連絡のこと。）にて、4の（1）へ提出すること。

- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
- ア 件名は「京都府ホームページリニューアル及びコンテンツマネジメントシステム導入業務委託に関する質問」とすること。
  - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
  - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
  - エ 企画提案書の審査に係る質問には回答しない。
- (4) 回答及びその方法：質問への回答は、令和2年10月20日（火）に京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」ページに掲載し、個別には回答しない。  
(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)

## 7 応募書類

- (1) 企画提案書の作成方法
- 京都府ホームページリニューアル及びコンテンツマネジメントシステム導入業務仕様書及び別紙提出書類「企画提案書」欄に記載の「内容・記載を要する事項等」に基づき提案書を作成し提出すること。
- (2) 提出された応募書類の取扱
- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
  - イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
  - ウ 提出された応募書類は返却しない。
  - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
  - オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 8 評価方法等

- (1) 評価基準
- 別紙「評価基準」のとおり
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
- 企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。
- (3) 評価方法
- 企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。
- (4) 候補者の選定方法
- ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者と

して選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

#### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本説明書に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 9 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において「京都府入札・プロポーザル情報」ページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【京都府入札・プロポーザル情報ページ】

<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

## 10 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 1.1 業務の履行期限

### (1) システムに係る開発及び導入業務

システム完成期限は令和3年3月22日までとする。

ただし、令和3年2月22日までに仮稼働できるものとする。

### (2) システムに係る運用及び保守

令和3年3月22日から令和3年3月31日までとする。

## 1.2 知的財産権等の取扱い

本業務によって新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは、次の各号によるものとする。

### (1) 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、契約に関して京都府が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報等は除く。）を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。ただし、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に京都府の承認を得ることとする。

### (2) 著作権の取扱い

#### ア 著作権の帰属

本契約の履行過程で生じた著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウは、受託者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、京都府に帰属し、京都府が独占的に使用するものとする。なお、京都府が必要な範囲で、受託者が有する著作物を利用することができるものとする。

また、受託者は本契約履行過程で生じた著作権又はノウハウを自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、京都府と別に定める使用契約を締結するものとする。

受託者は著作物に関して一切の著作人格権を主張しないこととする。

#### イ 第三者が権利を有する著作物の取扱い

成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、京都府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を受託者が行うこととする。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に京都府の承認を得ることとし、京都府は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら京都府の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。京都府は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

### (3) 工業所有権の取扱い

本契約において生じた工業所有権の取扱いは、次によるものとする。

なお、工業所有権が発生しない場合は、書面によりその旨を京都府に報告するものとする。

ア 工業所有権の帰属

本契約を実施することによって新たに発生した工業所有権は、京都府に帰属するものとする。

イ 第三者の工業所有権等の実施

受託者は、第三者の工業所有権又はノウハウを実施又は使用するときは、その実施又は使用に対する一切の責任を負うものとする。

ウ 第三者との紛争の処理

本契約に基づく作業及び成果物に関し、第三者との間に工業所有権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。京都府は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

### 1.3 その他

- (1) 参加申請書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申請書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申請書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。